

2026年派遣（2025秋選考） 荻野スカラシップ 募集要項

この奨学金制度は、神戸市外国語大学卒業生の荻野 正明（おぎの まさあき）氏より御恵贈いただいた篤志を活用して、チャレンジ精神の旺盛な大学院生・学部生の留学を支援するものです。

留学を通じてどのような勉学を行い、それを帰国後本学での勉学にどのように活かすか、また留学の経験を自分の人生の中にどう位置づけ、具体的に将来へ繋げて行くか、はっきりしたビジョンを持つ学生を求めます。

1. 募集人数 若干名（該当者なしの場合あり）

2. 応募資格（下記すべてを満たすこと）

- (1) 本学学部生・大学院生（2026年度大学院入試に合格し、モナッシュ大学大学院・ナバラ大学大学院とのダブル・マスタープログラムに参加する者を含む）
- (2) 交換留学・認定留学の基準に準ずる海外の大学・大学院またはこれに相当する教育・研究機関へ1年（1 Academic Year）以上留学する者。なお、交換留学・認定留学・休学留学の別は問わない。
- (3) 留学の目的と計画が十分に練られたものであること。そのため2年生以上の応募を推奨する。
- (4) 応募時点で留学希望先大学から入学許可を得ている、あるいは出願要件を満たしている者。
- (5) 過去に本奨学金を受給したことのない者。（過去申請し不採用だった者の再応募は可）
- (6) 奨学生としての責任と義務をきちんと果たせる者。
- (7) 留学先国が、渡航時点に本学の定める「海外危険情報対応基準」で渡航可能となる見込みがあること。
- (8) 心身共に健康で長期の留学、海外生活に耐えうる程度健康である者。
- (9) 主体性、自主性があり、不測の事態に対処できること。
- (10) 大学が指定する諸義務に対応出来ること。留学期間を満了し、留学期間終了後は原則1か月以内に速やかに帰国すること。
- (11) 家族のサポートがあること。

3. 留学期間 1年間（2026年1月～2026年12月に留学を開始すること） ※原則として前期または後期の定期試験を終えてから出発すること。 ※留学期間が1年以上の場合も、支給は1学年間分とする。

4. 留学先

- (1) 学部生 海外の大学またはこれに相当する教育・研究機関（語学学校不可）
※交換・認定留學生の場合、留学先での学修内容は、各留学制度に準じたものであること。
※ロシア・中国・イスパニア学科においては、語学コースではなく学部留学が望ましい。
- (2) 大学院生 海外の大学院の修士課程・博士課程またはこれに相当する研究機関

5. 支給内容

- (1) 留学先大学の授業料相当額（上限150万円とする）
※交換留學生、他の奨学金による授業料補助がある場合は、支給しない。
※正規の学期の授業料のみを対象とする。プレセッション、集中講義等の費用は含まない。
※為替レートは、支給時点の財務省告示「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」に基づく。
- (2) 準備金 100万円

(1)+(2)合計 250万円以内

注： ①留学期間が1年以上ある場合、支給は当初の1学年間分とする。

②同一の留学計画に対し、官民協働留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN」またはその後継となる奨学金制度の受給が決定した者に対する本奨学金の支給総額

は、同制度による支給月額に留学月数を乗じた額を超えないこととする。

- ③本奨学金は、本学の留学補助金並びに本学に枠割り当てのある他の奨学金との併給は不可とする。但し、本学の推薦によらない他の奨学金との併給は妨げない。

6. 応募方法

(1)提出書類

- ①応募用紙：所定の様式（申請書及びエッセイ）を下記のサイトからダウンロードし、必ずタイプ入力して作成すること。申請書に添付する写真は提出日の3ヵ月以内に撮影したものであること。<http://www.kobe-cufs.ac.jp/international/center/ogino-scholarship.html>
- ②語学能力試験証明書：語学能力試験の結果（留学先大学等の出願・入学要件に語学能力試験のスコアが含まれる場合は必須、そうでない場合は、英語圏についてはTOEFLiBT 61、IELTS 5.5、英検準1級(2300点)、GTEC1245点、TOEIC800点、ケンブリッジ英検168点(FCE)以上。オンラインスコア不可。）
- ③留学先大学等の入学許可を取得している場合は、それを証明できるもの。
応募時点で未取得の場合は、上記②等、入学要件を満たしていることが分かるものを提出し、後日、入学許可書が取得でき次第提出すること。交換留学に合格している者は不要。

④健康状態申告書

大学院生は、上記に加え下記も提出すること

- ⑤指導教員による推薦書（ダブル・マスタープログラム参加者は任意）
- ⑥研究論文等（任意）
- ⑦留学先大学院の指導教員との連絡履歴や入学許可書等、受入れ承諾が分かるものがある場合、その写し。
- ⑧モナッシュ大学とのダブル・マスタープログラムに参加する者にあつては、本学大学院の合格通知の写し。
- ⑨学部生時の成績証明書（GPA）
※本学の学部生が大学院生へ進級する場合は不要。外部の学部生の場合は必須（GPA何点満点かも合わせて知らせること。）

(2)提出方法 ①はExcel、②～⑨はPDFで、メール添付により提出。

件 名：荻野スカラシップ応募（学籍番号 氏名）
応募資料①～⑨にはそれぞれ「学籍番号_①応募用紙」の要領で名前を付けて添付すること。 例：a12345_②IELTSスコア 等
大学院合格者で学籍番号のない者は、学籍番号の部分に氏名を記入すること。

(3)提出先 ④以外全て神戸市外国語大学消費生活協同組合（外大生協）

kcufs_ryugaku@univ.coop

④のみ、神戸市外国語大学国際交流センター

study-abroad@office.kobe-cufs.ac.jp

※メール送信後翌日までに受領メールが届かない場合は送信出来ていない可能性があるため、問い合わせること。

7. 受付期間 2025年11月4日（火）～11月7日（金）17時締切厳守

8. 選考方法

- 一次選考：書類審査（成績含む） 結果は2025年11月20日（木）通知予定
二次選考：面 接 2025年11月26日（水）午後（日程変更は不可）

9. 審査基準

- (1) 本奨学金の趣旨を満たす学生であること
 - (2) 留学の目的及び目標が明確であること
 - (3) 留学による学修の達成目標が適切に設定されていること
- なお、経済的理由は、主たる審査対象とはしない。

10. 選考結果通知

2025年12月4日（木）

11. 授 賞 式

2025年12月17日（水）本学で実施予定

参加できなければ奨学生としての資格は取り消されます。

12. 奨学生の義務

- (1) 授賞式への出席。
- (2) 留学にかかる誓約書の提出。
- (3) 海外旅行保険並びに本学指定の危機管理サービスへの加入。
- (4) 定期レポートの提出。
- (5) 帰国後に所定の留学報告書および成績証明書を提出すること。
- (6) 帰国後最初の授賞式に出席し、帰国報告を行うこと。
- (7) 交換・認定留学生は、別途、制度に従って帰国報告や単位認定等の手続きを行うこと。
- (8) 本学の「海外危険情報対応基準」に準じ、
 - ① 渡航時点で留学先国が外務省海外危険情報でレベル2以上の場合は、渡航を中止すること。
 - ② 渡航中に留学先国が外務省海外危険情報でレベル2以上となった場合は、速やかに留学を中断し帰国すること。
- (9) (8)にかかわらず、新型コロナウイルス感染症による渡航制限については2023年3月22日の本学の決定を優先する。

13. 留意事項

- (1) 応募書類提出後は、原則として留学内容の変更を認めないので、十分に考慮した上で、応募すること。
- (2) 交換・認定留学制度での留学を希望する者は、別途それぞれの学内選考に応募すること。その場合、留学先は本奨学金応募時の留学先と同一であること。
但し、認定留学及び休学留学で、第2希望大学でも応募を希望する場合は、留学先を第1希望校としたものと第2希望校としたものの2種類の応募用紙を作成し、同時に提出すること。但し、エッセイは1通のみとする。
- (3) 留学先大学への出願、ビザ申請等、留学に伴う全ての手続き並びに経費の支払いは、奨学生が各自で責任をもって行うこと。
- (4) 留学に際しては、海外旅行保険に加入するとともに、本学が指定する危機管理サービスに加入すること。また、加入経費は奨学生が負担すること。
- (5) 奨学生に決定後、応募時の留学計画から留学内容を変更した場合は、決定を取り消すことがある。その他、虚偽の申請や奨学生としての責務を果たさない場合には、決定を取り消すものとする。
- (6) 他の奨学金にも併せて申し込む場合は、その奨学金支給団体が併給を認めているかどうかを各自でよく確認すること。※なお、本奨学金に合格した場合は、原則辞退は出来ません。
- (7) 本奨学金の支給は、留学開始時期に関わらず、2026年4月以降とする。
- (8) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがある。
 - ① 留学を辞退したとき。
 - ② 支給対象留学期間の途中で正当な理由なく帰国したとき。
 - ③ 留学先大学での学業成績が不良のとき。
 - ④ 病気・死亡その他の理由により勉学又は研究を継続できる見込みがないと認められるとき。
 - ⑤ 虚偽の申請その他不正な手段により、奨学金の支給を受けたとき。
 - ⑥ 留学期間途中で留学を中断または本学を退学したとき。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、学業又は素行の不良等、奨学金を支給することが適当でないと認められるとき。
- (9) 日本あるいは留学先国における新型コロナウイルス感染症による渡航制限等や留学先大学が提供する学習環境により、奨学生の留学目的が遂行出来ない真にやむを得ない理由がある場合にのみ、審査を経て、留学の延期を認め、最長1年まで、受給資格を持越すことができ

る。

(10)自己都合による留学の延期は認めない。

14. 問い合わせ先

国際交流センター (Tel: 078-794-8171 E-mail: study-abroad@office.kobe-cufs.ac.jp)